

事務連絡
平成24年5月16日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年4月27日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 広島労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、概ね、[]
[]
[]

を支給対象とすること。[] については主治医の意見に基づき判断されたい。

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。

事務連絡
平成24年5月16日

奈良労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年2月9日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 奈良労働局 労働基準監督署 事業
2 本件事案について、確定診断がなされている 良性石綿胸水については

ものと考えられる。

以上のとおり本件は、[REDACTED] 良性石綿
胸水 [REDACTED] ことから、業
務上として扱われたい。